

料金受取人払

名張支店  
承認

19

切手不要  
差出有効期間  
平成24年3月  
31日

518-0490

名張市鴻之台1番町1番地

名張市長 亀井 利克 行



### 市長への手紙、お待ちしております

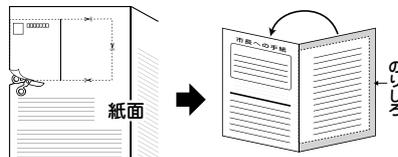
名張市のまちづくりについて、市民の皆さんのご意見をお待ちしています。

この手紙は市長が直接拝見し、今後の市政に反映させていただきます。

※皆さんからのご意見は「広報なばり」などで紹介させていただく場合があります。この場合、個人が特定できることのないよう個人情報の取扱いには十分注意します。

市長への手紙に関するお問い合わせは、企画財政部広報対話室(☎63-7402)へ

〈やまおり〉



■部分を糊(のり)でとめてください。

### 田舎の味おばあちゃん講座 甘口こうじみそづくり

地元産大豆を使ったこうじみそづくり(5kg)に挑戦しませんか?

日時 平成23年1月18日(日)～28日(金) ※月・土・日曜日を除き、この期間で希望する日と時間(午前9時～午後1時30分)  
場所 農業研修センター(蔵持町芝出)

対象 市内在住の人

定員 各12人 ※先着順

参加費 2,300円

申込 11月25日(日)から12月8日(日)(消印有効)までに、往復はがきに参加希望日と時間、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、農業研修センター(〒518-0751 蔵持町芝出6)へ ※1人1枚

☎ 担い手育成会(みどりのふれあいグループ)

☎ 63-7129

(農業研修センター内)

### アドバンスコープ ADSホール (青少年センター) **催物**

☎ アドバンスコープ ADSホール ☎ 64-3478

#### ■ みえの防災文化づくりリポジウム

日時 12月4日(土) 午後1時～4時30分

◎入場無料

☎ 三重県地震対策室 ☎059-224-2185

#### ■ 第62回 人権週間記念行事 ふれ愛コンサート

日時 12月5日(日) 午後1時30分～4時30分

◎入場無料 ☎ 人権啓発室 ☎63-7909

#### ■ 平成22年度 民謡民舞東近畿連合大会

日時 12月12日(日) 午前9時30分～午後6時30分 ◎入場無料 ☎ 朝日日本民謡協会東近畿連合会 谷本 ☎67-2168

#### ■ 千昌夫特別公演(歌謡ショー)

日時 12月17日(金) 正午～午後2時30分

入場料 S席…4,800円 A席…4,300円 B席…3,000円 ☎ サン企画 ☎03-6809-1056

#### ■ 伊賀シンフォニックアカデミー吹奏楽団

##### 第44回 定期演奏会

日時 12月18日(土) 午後7時～9時

入場料 一般1,000円 高校生以下500円

☎ 伊賀シンフォニックアカデミー吹奏楽団 川崎 ☎36-2852

#### ■ 第20回 市民コンサート「第九」

日時 12月19日(日) 午後2時～4時30分

入場料 前売1,000円 当日1,200円

☎ 名張第九を歌う会 中野 ☎63-4783

#### ■ RMD.style 2010 vol.2

日時 12月23日(祝) 午後6時～8時

◎入場無料 ☎ RMD.studio 上北 ☎66-3656

#### ■ 名張文化協会洋舞部門 クリスマスジョイントコンサート2010 ◎入場無料

日時 12月26日(日) 午後1時30分～4時30分

☎ 北見典子バレエスクール ☎63-3680

### 国津の杜の行事

☎ ぐくみ工房あららぎ ☎ 62-6920

#### 木工教室 自分流にアレンジ! 多目的ワイヤー付き花台づくり

日時 12月5日(日)

午前9時30分～正午

講師 土井 義政さん

参加費 1,600円 定員 10人

申込 11月22日(日)から29日(日)

までに、電話で問い合わせ先へ ※先着順。参加者が少ない場合は中止。参加費には材料費を含みます。

#### 離乳食の進め方や試食 生後5か月からの離乳食教室

日 12月1日(日)

時 午後2時～3時30分

場 保健センター

所 (朝日町)

◎健康支援室(☎63-6970)へ要予約

### 年金通信

### 退職者の国民年金

#### 国民年金の加入パターンは3つ

第1号被保険者…自営業者、農林漁業者や会社を退職した人などとその配偶者

第2号被保険者…厚生年金、共済組合に加入している人(会社員、公務員など)

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者(年収130万円未満)

◎大半の人は、会社に勤めているときは厚生年金保険の適用を受けていますが、会社を退職した場合は、国民年金の「第1号被保険者」になります。その場合、退職日が分かるものと年金手帳を持って、市役所1階保険年金室または年金事務所まで手続きしてください。

※これまで第3号被保険者であった配偶者も次のいずれかに該当する場合は、第1号被保険者となりますので、左記の手続きが必要です。

▼第2号被保険者が会社を退職したときや65歳になったとき ▼収入が130万円以上となるなど、第2号被保険者の被扶養者に該当しなくなったとき

#### 退職(失業)による保険料免除

○国民年金保険料は、全額または一部(4分の1納付、半額の納付、4分の3納付)の保険料が免除される制度があります。免除の承認は、被保険者・配偶者および世帯主の前年の所得を基準に決

定されますが、失業などで現金収入がない場合、特例で認められる場合がありますので、年金手帳・印鑑および失業していることが確認できる雇用保険被保険者離職票を持って、市役所1階保険年金室で手続きしてください。

※免除が認められる期間は、平成22年7月から平成23年6月まで。保険料が免除された期間は、将来年金額を計算する際に一定の割合で算入

★★★年金相談をご利用ください★★★

日時 12月14日(日)・28日(日) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)

場所 産業振興センターアスピア(南町)

☎ 保険年金室 ☎ 63-7445